

# 公益社団法人 おおさき青年会議所 会員資格規程

## 第1章 目的

第1条 この規程は、公益社団法人おおさき青年会議所（以下、「本会議所」という。）定款第5条から第10条に基づく、会員資格に関する事項を規定する。

第2条 本会議所の会員は、正会員・特別会員・及び賛助会員の三種とする。

## 第2章 入会

### 第3条 入会申込

入会申込の資格は、原則として入会年度末日に満20歳以上満38歳以下の者とする。ただし、理事会の承認を得た場合はこの限りではない。

2 本会議所への入会申込は、所定の入会申込書を理事長宛に提出して行う。

3 理事会は、入会資格調査を理事長に委託する。

(1) 理事長は、会員拡大に携わる委員会立ち会いのもとに推薦者並びに入会希望者に面談するとともに入会資格の適否を調査し、その結果を理事会に答申する。

(2) 理事会は答申に基き審査し、仮入会の賛否を決定する。

(3) 仮入会の諾否は、理事長が入会申込者に書面で通知する。

4 前項の入会申込には、入会后満1年以上を経過した正会員2名の推薦を必要とし、推薦は所定の書式に従い本人との関係及び推薦理由を記して行うものとする。

5 入会申込者は、総会において定める入会金を支払わなければならない。

6 入会の申込は、原則として入会年度の7月末日で締切るものとする。

### 第4条 仮入会

入会申込者は、理事会の承認を得て仮入会を認められ、仮会員となる。

2 仮会員は、会員拡大に携わる委員会に所属し、仮入会后3ヶ月間において、例会並びに委員会に対し60%以上の出席義務を有する。

3 本人の入会希望が強いにもかかわらず、期間内に所定の出席を確保出来なかった者は、仮入会期間2ヶ月以内の延長を認める。

### 第5条 正式入会

理事会は、仮会員が仮入会期間内に所定の出席を確保し、かつ本人が正式入会を希望した時は、正式入会の可否を決定する。

2 正式入会の希望は会員拡大に携わる委員会が確認する。

3 正式入会を認められた仮会員は、理事長より会員章を与えられ、新入会員となる。

### 第6条 推薦者の義務

推薦者は、第5条で正式入会を認められた新入会員について、出席義務の履行、例会・委員会への出席及び会費の納入を励行するとともに、新会員の品行を保持するよう監督する責任を負う。ただし、責任期間は入会后1ヶ年とする。

### 第3章 入会金並びに会費

#### 第7条 入会金並びに会費

本会議所の入会金・会費・終身会費の金額並びに納入期限を次のとおりとする。ただし、正会員会費は総会において決定し、1月末までに年額の4分の1以上を納入し、新入会員は入会時より年額の月割計算とし即時納入する。

会員別	金額	納入期限
正会員会費	年額 100,000 円	4月末
特別会員会費	終身会費 50,000 円	1月末
賛助会員会費	年額1口 10,000 円(1口以上)	4月末

2 正会員は、入会金 10,000 円を、正式入会が認められたと同時に納入しなければならない。ただし正会員から特別会員になる場合は入会金を必要としない。

3 次の者の入会金は、半額とする。

- (1)他会議所正会員の証があり、本会議所へ加入しようとする者。
- (2)転居等により退会した会員の資格を引継いで入会した後任者。
- (3)本会議所の元会員で再入会する者。

### 第4章 会員の失格及び休会

#### 第8条 休会

病気その他の理由により長期欠席を余儀なくされるときは、11月末日までに理事長宛に所定の休会届を提出し、理事会の承認を得て、翌事業年度について休会することができる。

2 休会中の会費は半額とし、第7条第1項の期限内に納めなければならない。

3 休会期間は原則として1年間を限度とし、その延長を希望する者は、期限満了日の30日前までに理事長宛に休会期間延長願いを提出しなければならない。

#### 第9条 休・退会勧告

理事長は下記各号に該当する正会員に対し、休会もしくは退会を勧告することができる。

- (1)出席率がきわめて悪い場合。
- (2)正当な理由なく例会、各種大会等公式行事に4ヶ月連続して出席しない場合。
- (3)当該年度の会費を4月末日までに納入しない場合。

### 第5章 特別会員

#### 第10条 特別会員

制限年令の年度末まで正会員であったものは、その年度末において自動的に本会議所を退会し、すべて特別会員になる資格を有する。

2 前項の有資格者で特別会員を希望するものは、所定の入会申込書を理事長に提出し、所定の会費を会員資格規程第7条第1項の期限内に納入するものとする。

3 特別会員は、本会議所の例会、事業及びその他行事に参加し、理事会の諮問がある場合には本会議所の運営に関する意見を具申することができる。

4 特別会員が本会議所の例会、事業及びその他行事に参加する場合は、その実費をその都度納入する。

## 第6章 賛助会員

### 第11条 賛助会員

本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む 個人、法人あるいは団体は理事会の承認により賛助会員として入会することができる。

- 2 賛助会員を希望する者は、所定の入会申込書を理事会に提出しなければならない。
- 3 賛助会員の年会費は1口10,000円とする。
- 4 賛助会員は、本会議所の例会、事業及びその他行事に出席することができる。
- 5 賛助会員が本会議所の例会、事業及びその他行事に参加する場合は、その実費をその都度納入する。

### 細 則

第12条 本規程の施行に関する細則は、理事会の議決をもって定める。

### 付 則

1. 本規程の変更は、一般社団・財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本付則は、本規程の変更の施行後、削除する。

本規程は平成8年2月1日から施行する。

本規程は平成14年1月1日から施行する。

本規程は平成15年1月1日から施行する。

本規程は平成17年1月1日から施行する。

本規程は平成19年1月1日から施行する。

本規程は平成23年1月1日から施行する。

本規程は平成25年1月4日から施行する。